

事務連絡
令和元年10月8日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に
係る情報提供について

医療保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認しております。

これに関し、平成30年に成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の国会審議において、参議院厚生労働委員会で「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が可決されました。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、「「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」の一部改正について」（平成31年2月1日付け保発0201第6号厚生労働省保険局長通知）（別添1）及び「「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」の一部改正について」（平成31年1月31日付け保高発0131第2号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）（別添2）により、生活保護基準の見直しを踏まえた取扱いを示しているところですが、今般、「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（令和元年9月27日付け厚生労働省発社援0927第3号厚生労働事務次官通知）（別添3）が発出されましたので、各都道府県及び後期高齢者医療広域連合においては、当該通知の内容を御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知いただくとともに、別添1及び別添2についても改めて確認いただいた上で適切に御対応いただくよう、よろしくお願いいたします。

- (別添1) 「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」の一部改正について（平成31年2月1日付け保発0201第6号厚生労働省保険局長通知）
- (別添2) 「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」の一部改正について（平成31年1月31日付け保高発0131第2号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）
- (別添3) 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（令和元年9月27日付け厚生労働省発社援0927第3号厚生労働事務次官通知）